

奈良県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
武本 雄基	斑鳩はり・きゅう整骨院 生駒郡斑鳩町興留七丁目七― 九	平成二十八年三月三十一日
村井 千紗	斑鳩はり・きゅう整骨院 生駒郡斑鳩町興留七丁目七― 九	平成三十年九月三十日
長野 秀昭	からだ元気治療院生駒店 生駒市壱分町一七―一 ル ミエール南生駒二〇二	令和二年五月一日
井上 竜太	からだ元気治療院生駒店 生駒市壱分町一七―一 ル ミエール南生駒二〇二	令和六年四月十日
山口 幸男	山口整骨院 生駒市北田原町二四三四―一	令和七年八月三十日

（次頁に続く。）

鷹影 佳史	松浦 高根	津村 彬友
斑鳩はり・きゅう整骨院 生駒郡斑鳩町興留七丁目七 九	松浦接骨院 大和郡山市朝日町二三九―二 六	藪下整骨院 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目七 ―五
令和七年九月三十日	令和七年九月三十日	令和七年八月三十一日